

令和3年6月分から児童手当の所得や控除額の計算方法が変わります。

平成30年度税制改正に伴い、児童手当施行令の一部が改正されました。令和3年6月分以降の児童手当の所得の計算方法は以下のとおりです。

(1) 給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る。以下同じ)からの控除

平成30年度税制改正により、令和3年度以後の個人住民税について給与所得控除や公的年金等控除について10万円引き下げるとともに基礎控除を10万円引き上げることとされたことを踏まえ、当該改正に伴い、児童手当の受給資格に意図せざる影響が生じないよう、給与所得又は雑所得を有する方については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計から10万円を控除して得た額を用いることとなりました。

(2) 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除

所得税法の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)により、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除が規定されることを踏まえ、児童手当の所得制限の判定に係る所得の算定においても、当該控除と同額を控除して得た額を用いることとされました。

(3) ひとり親控除の創設(寡婦(夫)控除のみなし適用規定の削除)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)により、令和3年度以後の個人住民税について、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されることに伴い、令和3年6月分の手当からは、これまで未婚のひとり親の方に提出いただいていた「児童手当における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書」の提出が不要になります。

※(2)及び(3)は、別途確定申告や年末調整時に申告が必要な場合があります。詳細は国税庁にお問い合わせください。